

令和2年4月10日

徳島大学教養教育受講生各位

徳島大学教養教育院長

齊藤 隆 仁

令和2年度教養教育授業の開始にあたって

令和2年4月7日付けの徳島大学ウェブサイト「【学生及び保護者の皆さまへ】令和2年度の授業開始にあたって」で、令和2年度の授業開始が以下のように告知されました。

- ・遠隔授業(オンライン授業)で実施することが可能な授業科目に限定し、4月15日(水)から実施
 - ・対面授業は、5月11日(月)以降に、感染防止対策を徹底した上で実施
- <https://www.tokushima-u.ac.jp/docs/19793.html>

新型コロナウイルスの潜伏期間(厚労省によると1~14日、多くの場合5~6日)を考慮すると、徳島での2週間の体調確認期間を設けることにより、学内での集団感染の発生のリスクを下げる事が可能になると考えられます。したがって、みなさんには以下をお願いします。

- (1) 対面授業が始まるまでは、新学期のガイダンス及び履修登録以外は、原則として大学に來ないで自宅待機してください。ただしこの期間中で、遠隔授業を受けるネット環境が十分でないみなさんに対しては、Web環境と感染防止対策が整った教室を大学に確保する予定です。対面授業が始まる2週間前からは徳島県内で滞在してください。
- (2) 新型コロナウイルスの感染リスクを高める密閉、密集、密接の「三つの密」や不要不急の外出を避け、やむを得ぬ事情以外での県外への移動を避けてください。
- (3) 国の緊急事態宣言で指定された対象地域(4月7日時点では東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡)に移動した場合は、その理由の如何に関わらず再び徳島県内に戻って以降、14日間の体調確認期間を確保し自宅待機としてください。
- (4) 本人の責に帰すことができない事情による体調確認期間の確保や感染等の理由により、遠隔授業等や対面授業に出席できない場合は、補講などの措置を可能な範囲で行います。しかし、やむを得ない理由がない場合は、補講などの措置が行えない場合もあります。
- (5) 体調不良の場合は、冒頭の大学通知のガイドラインに従ってください。すでに他大学の集団感染が報道されています。もし学内で集団感染が生じた場合、大学の休校などにつながる可能性もあり、そうなることみなさんの進級や卒業の時期に影響する恐れもあります。他人事だと思わず、責任ある行動を取っていただくようお願いいたします。